## 函館消防安全協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会を函館消防安全協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、函館市消防本部(以下「消防本部」という。) 内に置く。

第2章 目 的

(目的)

第3条 本会は、消防法その他関係法令を遵守し、事業所の災害防止と 地域社会における災害の未然防止に貢献するとともに、会員相互の融 和協調を図り、地域の安全・安心なまちづくりの増進に寄与すること を目的とする。

## 第3章 事業

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
  - (1) 防火思想の普及宣伝に関すること。
  - (2) 消防関係法令の遵守徹底に関すること。
  - (3) 研修会、講習会等の開催および視察等に関すること。
  - (4) 機関誌その他印刷物の発刊および配付に関すること。
  - (5) 会員の表彰および慶弔に関すること。
  - (6) 会員相互の融和協調に関すること。
  - (7) 会員の加入促進に関すること。
  - (8) 会員の業務に必要な講習会への講師派遣に関すること。
  - (9) その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 組織および会員

(組織)

第5条 本会は、函館市において事業を営む事業所または個人、その他 本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(部会)

- 第6条 本会の事業を円滑に推進するため、次の部会を設けそれぞれの 事業を行うことができる。
  - (1) 防火安全部会(病院,工場,旅館,ホテル,百貨店,事務所等で 多数の者が出入りし,勤務する事業所等)
  - (2) 危険物安全部会(危険物および指定可燃物等を貯蔵しまたは取り扱う事業所等)
  - (3) 消防設備部会(消防用設備,電気および水道等の工事または点検等を行う事業所等)

(入会)

- 第7条 本会に入会する者は、所定の入会申込書に会費を添えて、会長 に提出するものとする。
- 2 会員は、事業所の業態により、前条のいずれかの部会に所属する。(退会)
- 第8条 本会を退会するときは、所定の退会届を会長に提出するものとする。

第5章 役 員

(役員)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名(各部会長を兼ねる。)
  - (3) 理事 若干名(防火安全部会は,会員30名に1名,危険物安全部会および消防設備部会は,会員20名に1名の割合)
  - (4) 会計監事 3名 (部会ごと1名)

- 2 第6条の各部会に部会長1名,副部会長若干名を置き,部会長は副会長,副部会長は,理事を兼ねる。
- 3 役員は、総会において会員の互選による。

(会長)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を 代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(理事)

第12条 理事は、役員会において重要な会務を審議し、各部会を掌理し、 諸事業の推進にあたる。

(会計監事)

第13条 会計監事は、役員会において重要な会務を審議し、会計を監査 する。

(任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の役員(会長を除く。)は、転任その他の理由により欠員が生 じたときは、その者の所属する事業所の後任者をもって在任期間をこ れに充てるものとする。

(顧問,相談役および参与)

- 第15条 本会に顧問、相談役および参与を置くことができる。
  - (1) 顧問は、函館市消防長を会長が委嘱する。
  - (2) 相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
  - (3) 参与は、消防関係者その他学識経験者を会長が委嘱する。
- 2 顧問,相談役および参与は,会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(事務局)

- 第16条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局長は、消防本部予防課長、事務局員は、消防本部職員をもって充て、会長が委嘱し会務を処理する。

3 本会雇用の職員の賃金および服務等に関する事項は、会長が別に定める。

第6章 会 議

(会議)

- 第17条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長がこれを招集する。
- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

- 第18条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は毎年1月に、臨時総会は会長が必要と認めた場合に随時 開催する。ただし、会員の総数の3分の1以上の要求があった場合は、 臨時総会を開催しなければならない。

(議事)

- 第19条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。
  - (1) 会則の変更および改廃に関すること。
  - (2) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (3) 予算の編成および決算の報告に関すること。
  - (4) 役員の改選に関すること。
  - (5) その他会長が必要と認める事項

(役員会)

- 第20条 役員会は、会長が必要と認めた場合に随時開催し、次の事項を 審議する。
  - (1) 総会に付議すべき議案に関すること。
  - (2) 事業の実施運営に関すること。
  - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 第6条の部会ごとの事業を推進するため、部会役員会を開催することができる。
- 3 前項の部会役員会は、部会長がこれを招集する。

(議決)

第21条 各会議は、総員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半

数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第7章 表彰および慶弔

(表彰および慶弔)

- 第22条 第4条の規定による会長表彰の対象は、次のとおりとする。
  - (1) 消防関係法令を遵守し他の範であると認められる事業所等であること。
  - (2) その他本会の運営に特筆する功績があると認められる事業所等であること。
  - (3) 表彰は、定期総会において行うものとする。
- 2 会員の慶弔に際し、会長が特に必要と認める場合、祝金、弔慰金等を支出することができる。

第8章 会 計

(経費)

- 第23条 本会の経費は、会費および寄附金その他の収入をもって充てる。 (会費)
- 第24条 本会の会費は、年額12,00円とし、会計年度当初に全納する。
- 2 部会ごとに係る経費の支出のため、別に部会の会計を設け、会費を 徴収することができる。
- 3 会員が退会しようとするときは、会費に未納がある場合は、完納しなければならない。また、既納の会費については、返戻しない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わるものとする。

(特別会計)

第26条 多額の経費を要する事業等の資金として、総会の議決により特別会計を積み立てることができる。

2 特別会計の支出については、総会に諮って決定する。 (会計監査)

第27条 会計監査は、年1回以上行わなければならない。

第9章 雑 則

(簿冊)

第28条 本会に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿および役員名簿
- (2) 金銭出納簿
- (3) 会費等納入簿
- (4) 備品台帳
- (5) 会議録
- (6) その他会務の運営に必要な簿冊

(委任)

第29条 この会則の施行に関して必要な事項は、役員会の承認を得て会 長が別に定めることができる。

附則

- 1 本則は本会が発足した平成24年1月24日より施行し、平成24 年1月1日から適用する。
- 2 この会則の施行の際,函館防火協会,函館危険物安全協会,函館消防設備協会および函館防炎推進協会(以下「4協会」という。)の会員であった者は、本会の会員とみなすものとする。
- 3 この会則の施行の際, 4協会の財産および繰越金は, 本会の会計に 繰り入れるものとする。
- 4 この会則の施行をもって、4協会の会則は、廃止する。

附則

第9条の改正は、平成26年1月1日から施行する。

附則

第4条の改正は、平成30年1月18日から施行する。